

2015年4月1日

株式会社ニラク 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2015年4月1日 から 2017年3月31日 まで

2 内 容

| | |
|-----|--|
| 目標1 | 男性の子育て目的の休暇の取得促進を図り、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等の取得者および妻の出産のための特別休暇を利用した者の割合を50%以上とする。 |
|-----|--|

<対策> (2015年4月1日)から 配偶者の出産情報収集の徹底を図り、事前対応を強化する。
(2017年3月31日)まで パパママ育児休暇・社内制度等の案内書を作成し周知を図り、取得者の増加に努める。

| | |
|-----|---|
| 目標2 | 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組みを実施する。 |
|-----|---|

<対策> (2015年4月1日)から 若手の女性労働者を対象とした研修会等を実施し、出産及び子育てを経験して働き続けている女性労働者が参加するなど、キャリアイメージの形成を支援する活動を図る。
(2017年3月31日)まで

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（１）計画期間、（２）目標、（３）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

厚生労働省ホームページ

「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について」より

◇会社のホームページに「株式会社ニラク 行動計画」を掲載し公表しています。